

図書館利用規定

- 1 開館は月曜から金曜の 8 時 50 分から放課後 4 時 30 分までとする。
ただし学校行事日、長期休暇等の場合は、その都度指示する。
- 2 閲覧室では次の事を守らなければならない。
 - a 私語をつつしみ静粛にすること。
 - b 図書を大切にし、利用したら元の位置に返すこと。
 - c 机、椅子その他の備品を丁寧に取扱い、勝手に移動しないこと。
 - d 飲食は絶対にしないこと。持ち込みも禁止する。
 - e その他、他人の迷惑になるようなことをしないこと。
- 3 図書の帯出にあたっては、次のきまりを守らなければならない。
 - a 帯出の期間は 2 週間とし、1 度に 3 冊までとする。ただし返却期間内に、当該書籍を持参の上継続の手続きをすれば、リクエストがない限り更に 2 週間延期できる。
 - b 貸出しは、開館時間内に行う。
 - c 延滞者には返却督促状を発行し、たびたびの延滞に対しては貸出し禁止にする場合がある。
 - d 参考図書、「禁帯出」のラベルのついている図書、最新の新聞、雑誌の帯出は認めない。
- 4 図書館資料を紛失、又は損傷したときは、原則、相当の現品又は金額をもって弁償しなければならない。
- 5 コンピュータの使用については係の許可を得ること。
- 6 その他、係の指示に従って利用すること。